

議案第六十六号

三朝町社会福祉基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町社会福祉基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年六月十二日

三朝町長 松村 喬 成



昭和四十九年六月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町社会福祉基金条例の一部を改正する条例

三朝町社会福祉基金条例（昭和四十九年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二百万円」を「二百十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。